

## 令和3年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 事前質問及び担当課回答

## 質問 No.1

質問者	委員
質問事項	<p>奈川社会就労センターを令和5年度で閉鎖するとの話しが有ったが、そもそも本所と分場の2カ所に分かれている作業場を1つにまとめて新築するという話であったはずが乱暴な話である。</p> <p>現在12名の作業員と4名の指導員・事務員がおり、奈川地区においては大事な雇用の場です。</p> <p>作業員さんは、障害者、女性、高齢者、外国人などで社会的弱者の受け皿になっています。</p> <p>平成22年長野県が策定した「長野県人権施策推進基本方針」からも反していますし、差別を判断する「3つの命題」の内、本質は主要な生産関係からの除外、つまり良い仕事に就けないのが差別の本質であるとしています。仕事を取り上げる事は差別行政です。奈川村が合併の時にも貴重な雇用の場なので存続をお願いした施設です。</p>
担当課	生活保護課
<p>質問に対する回答</p> <p>奈川社会就労センターは、公共施設の方針を定めた松本市個別施設計画の中で地区内公共施設との複合・集約化や、廃止も含め総合的に検討を行うとしております。</p> <p>令和5年度で廃止する意図ではなく、就労センターが令和5年度末に現在の指定管理期間が終了することから、個別施設計画に基づいて施設の今後の運営について指定管理者である松本市社会福祉協議会や奈川地区にご意見をお伺いしたところです。</p> <p>今後は、奈川地区に限らず公共施設の再配置を進めていくところですが、奈川地区のまちづくりの方向性を踏まえ、地区の皆さんに丁寧な説明を行い、施設のあり方について検討してまいります。</p>	

質問 No. 2

質問者	委員
質問事項	<p>買い物弱者相談事業</p> <p>高齢者等の買い物に不便な人は、交通弱者の方が多く、免許は返納した、高齢者単独世帯で子供など離れて暮らし、他の家族の支援は期待できない。近くにバス路線は無いなど買い物弱者は三重苦の方が多。又、体力が衰え、腰が曲がり歩行器などを必要とすれば、購入した食品を運ぶのも道路環境、気候によっては大変な作業となる。</p> <p>現在、とくし丸の様な訪問販売（指定場所に来る）が有るが、週に1回、時間も4時半頃となる場所もあり、季節によっては暗く、寒くなり、高齢の弱者には買い物も大変な作業となっている。しかも、1品10円が加算され、費用的にも年金生活者には重荷となる。近所の人達と、販売者の周りでおしゃべりをしながら、物を見て購入が出来ることは、社会的交流という意味では良い。</p> <p>又、生協の様な、事前に注文して届けてもらうシステムも有るが、社会と交流して、買い物を楽しみ、健康につなげると言うには少し離れてしまう。</p> <p>計画としては、業者、団体と連携して対応するとあり、令和2年度相談は0件となっているが、刻々と高齢化は進んでおり、免許返納を考えている方は多く成っている。今年度、どの様な情報収集をし、どんな検討をし、買い物弱者に対する対応を考えたのか。相談が無ければ問題ないという事ではないと思う。買い物用のオンデマンドタクシー、現在の様な、とくし丸のシステムについては回数の増加、10円の加算は市で見ると検討をされたい。</p>
担当課	地域づくり課
<p>質問に対する回答</p> <p>地域の移動手段に関する情報収集については、今年度、公共交通課で進めている路線バス公設民営化事業に関連し、35地区の地域づくりセンターを介して意見や課題、取組み状況等の集約を行っています。</p> <p>2年度実績の相談0件という点については、総合相談窓口である地域づくり課に直接寄せられた相談が無かったということであり、各地区においては、地域づくりセンターや地区生活支援員等が中心となり、地域のニーズ把握に努めるほか、買い物タクシーの運行、ボランティアによる送迎、移動販売の実証実験といった具体的な取組みも進めています。</p> <p>ただし、地区レベルを越えた全市的な事業については、総合戦略室を中心に庁内で対応を検討します。</p>	

質問 No. 3

質問者	委員
質問事項	<p>災害時要支援者支援プラン推進事業</p> <p>昨年から、名簿の作成基準が変わり、町会役員には名簿一覧のみとなった。以前の松本市要支援者名簿には個人カードが付いており、災害時は無論、急病など支援が必要な時、離れて暮らす家族への連絡ができた。又、個人情報取り扱いについても、町会も束縛を受けることになり、近所には関わらないと言う風潮が出てきていることは残念な状況である。現在は細かな個人カードは無く、現在以上の情報は町会役員、民生委員などが個別に収集をするなど、その町会の努力に頼っている。従って、町会ごとに支援の差は大きくなっており、松本市民の支援は以前より後退したと言っても過言ではないと思う。</p> <p>町会の役員は2年、しかも、大変なボランティア活動で有り成り手が無い。民生委員は3年で有るが1期で退任する人が多いと聞いている。これでは、支援をする立場、組織をまとめる人が経験不足となり、支援の計画は進まない。</p> <p>システムの、災害時避難行動要支援者については、同意書を戴き、可能な限り情報提供をしてもらい、災害よりも多く起こり得ると予想される事案に対して対応出来る様お願いしたい。又、災害時は勿論の事、近隣で助け合い、いつまでもこの地域に住める風土作りを進めて欲しい。いかにも、簡単に介護保険の利用、施設に入所では、介護保険の高騰につながり、結果的には自分たちの首を絞めることになると思う。</p>

担当課	福祉政策課
<p>質問に対する回答</p> <p>令和元年度まで本市では、災害対策基本法で作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」と任意登録制度による「災害時等要援護者登録名簿」の2つの名簿で、災害時等に配慮が必要な方を把握してまいりました。当時の避難行動要支援者名簿は、本人同意を得ていないなどのため外部提供ができない名簿であり、災害時等要援護者登録名簿は登録時に本人同意を得ていたため、平常時から町会長や民生委員・児童委員などに名簿情報が提供できるものでした。</p> <p>そうした中、介護が必要な方や障害をお持ちの方などで災害時等に配慮が必要と思われる方の「災害時等要援護者登録名簿」への登録が進みにくいことや「災害時等要援護者登録名簿」の提供範囲が限定されていたことなどの課題、また、災害対策基本法の一部改正などにより平常時からの外部提供促進などがあり、「松本市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、令和2年度に類似する2つの名簿を「避難行動要支援者名簿」へ統合しました。</p> <p>この名簿は条例に基づき、要介護認定3以上、身体障害者手帳2級以上を所持されている方など、一定の要件を満たす方が掲載対象者となり、名簿情報を日ごろから町会役員や民生委員・児童委員などに提供することとしておりますが、要件を満たす方を名簿に掲載するにあたっては、外部提供を望まない場合申し出ていただくよう意向確認を行っております。</p> <p>しかしながら今後、地区や町会において日ごろからの見守り体制や災害時における避難支援体制づくりを進めていくうえでは、ご意見にありますように「避難行動要支援者名簿」に登載されている方から同意を得るなどにより必要となる情報を得ていくことが有効だと考えますが、どのような方法がより効果的なのかなど含め、進め方等について検討したいと考えております。</p>	